

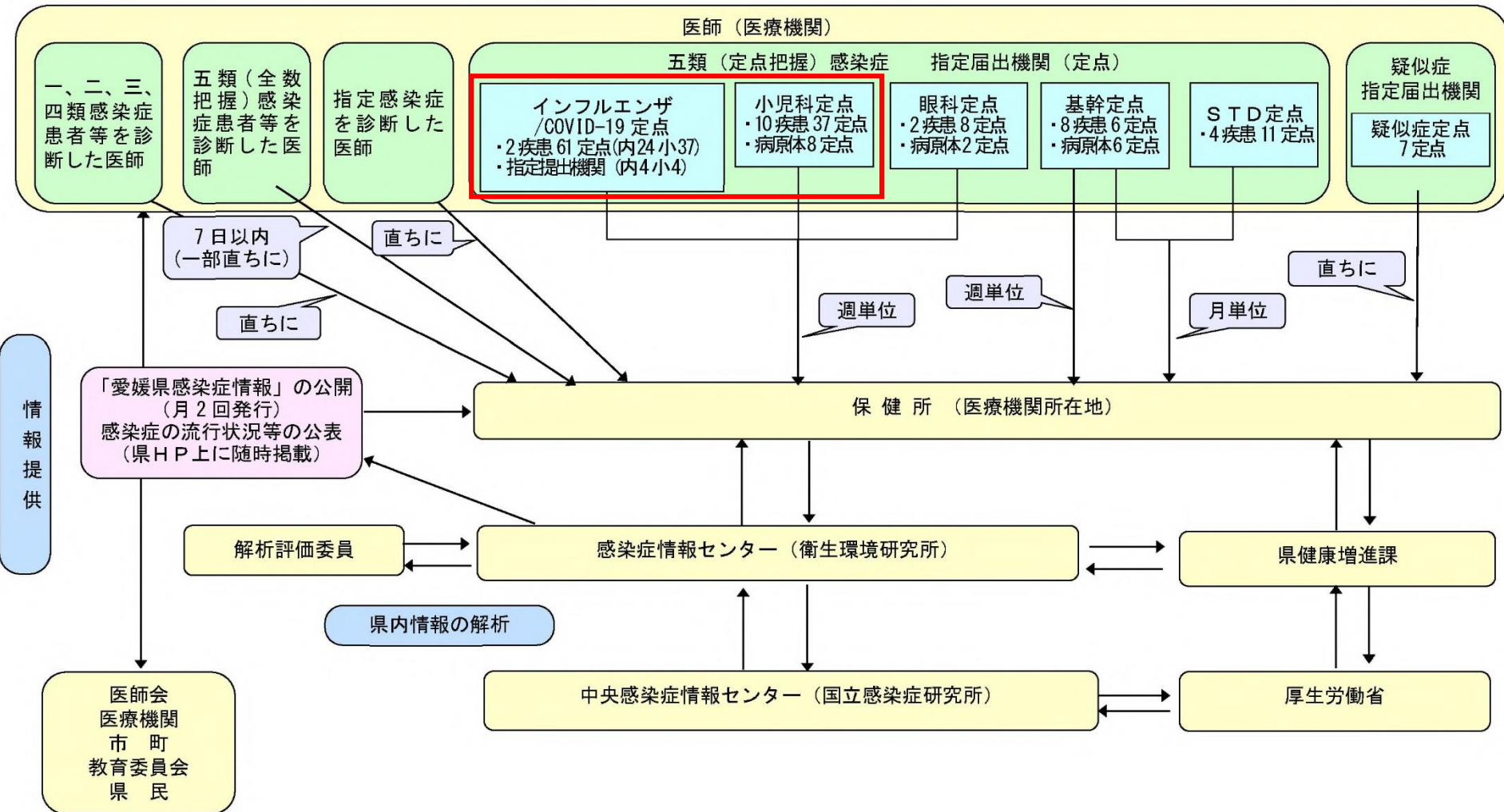
急性呼吸器感染症 (ARI) サーベイランスについて

令和 6 年度第 2 回愛媛県感染症対策連携協議会

令和 6 年 1 2 月 2 3 日 (月)

感染症発生動向調査事業について

感染症法に基づき、感染症患者の発生や病原体検出の情報を収集・解析し、その結果を速やかに公開することにより、感染症の予防、医療、研究等に役立て、的確な感染症対策の実施に資することを目的とする。



感染症発生動向調査事業について

1. 届出対象疾患

感染症を感染力や罹患した場合の重篤性に基づき、診断した全ての医師が届出義務を有する全数把握感染症と、あらかじめ指定した医療機関（定点）を受診した患者について集計する定点把握感染症に分類し、発生動向を把握している。

全数把握対象の感染症（91疾患）	定点把握の感染症（25疾患）
一類感染症 : 7 疾患 二類感染症 : 7 疾患（※） 三類感染症 : 5 疾患 四類感染症 : 4 4 疾患 五類感染症 : 2 4 疾患 新型インフルエンザ等感染症 : 4 疾患 指定感染症 : 0 疾患	五類感染症 : 2 4 疾患 疑似症 : 1 疾患 （疑似症は発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医学的知見に基づき集中治療等が必要で直ちに特定の感染症と診断できないもの）

（※）発生動向調査事業実施要綱上、鳥インフルエンザはH5N1とH7N9を各1疾患でカウント

2. 県内の定点医療機関数（五類感染症・定点把握）

	本県の定点医療機関数
インフルエンザ/COVID-19定点	6 1（内科2 4、小児科3 7）
小児科定点	3 7
眼科定点	8
基幹定点	6
性感染症（STD）定点	1 1

急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランスの目的、対象範囲

■ 急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランスの目的

- 急性呼吸器感染症(ARI)の定義に合致する症例数及び収集された検体又は病原体から、**各感染症の患者数や病原体等の発生数を集計し、国内の急性呼吸器感染症(ARI)の発生の傾向(トレンド)や水準(レベル)を踏まえた、流行中の呼吸器感染症を把握**する。

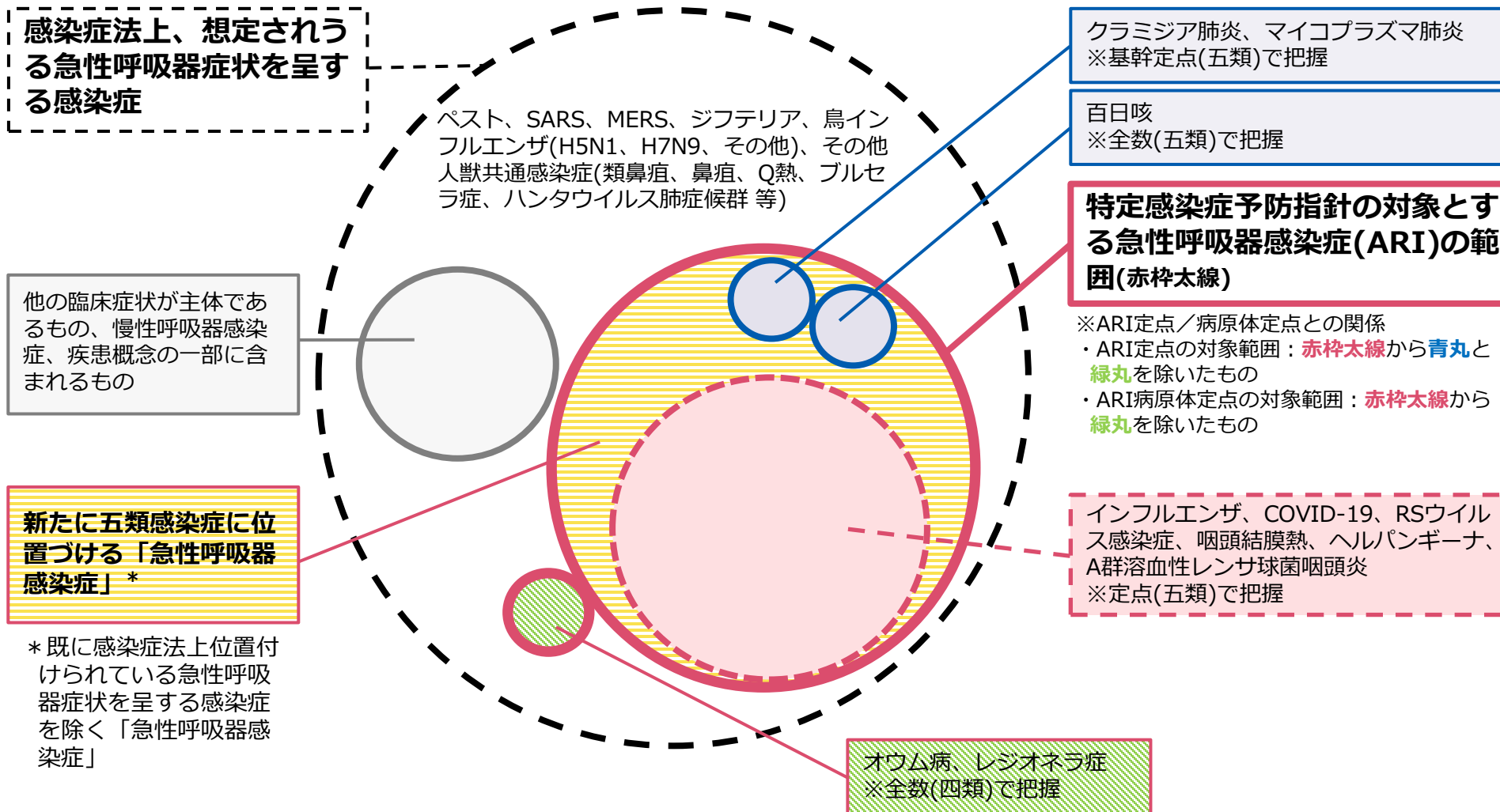
■ 急性呼吸器感染症(ARI)定点の対象疾患の範囲

- 特定感染症予防指針の範囲のうち、定点把握している五類感染症 及び 新たに五類感染症に位置づける「急性呼吸器感染症」を範囲とする。
- 具体的には、**インフルエンザ、COVID-19、RSウイルス、咽頭結膜熱、ヘルパンギーナ、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、新たに五類感染症に位置づける「急性呼吸器感染症」を対象疾患**とする。

■ 急性呼吸器感染症(ARI)病原体定点の対象疾患の範囲

- 特定感染症予防指針の範囲のうち、四類感染症を除いたもの(五類感染症に限定する。)を範囲とする。
- 具体的には、**インフルエンザ、COVID-19、RSウイルス、咽頭結膜熱、ヘルパンギーナ、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、百日咳、クラミジア肺炎、マイコプラズマ肺炎、新たに五類感染症に位置づける「急性呼吸器感染症」を対象疾患**とする。

感染症法上の急性呼吸器感染症(ARI)の疾患概念の整理



急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランスの導入により、将来、新型インフルエンザ等感染症等が発生した場合にも、平時から継続的に動向を把握することが可能になるとともに、平時のサーベイランス体制への移行がスムーズとなることが期待される。

症例定義、定点設計

■ 急性呼吸器感染症(ARI)の症例定義

- 咳嗽、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁、鼻閉のどれか1つの症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例 ※

※ 感染症危機を起こす呼吸器感染症が「発熱しない」頻度が高い場合がありうることや、これまで定点把握しており、発熱を伴わない頻度が比較的高いRSウイルス感染症等も幅広く含めることができるよう、「発熱の有無を問わない」定義とする。

■ 急性呼吸器感染症(ARI)定点の設計

- 保健所管内人口単位を変更し、約5,000か所を3,000か所程度とする。
- 原則、現在の小児科定点及びインフルエンザ／COVID-19定点を活用するが、保健所管内において定点の設定が困難な場合は、隣接する複数の保健所を併せて定点を設定することも可能とする。

【現行】

小児科 定点	保健所管内人口	定点数	対象地域数
	～3万	1	21
	3万～7.5万	2	82
	7.5万～	$3 + (\text{人口} - 7.5\text{万}) / 5\text{万} \times 1$	365
	合計	2,918	468

内科 定点	保健所管内人口	定点数	対象地域数
	～7.5万	1	103
	7.5万～12.5万	2	70
	12.5万～	$3 + (\text{人口} - 12.5\text{万}) / 10\text{万} \times 1$	295
	合計	1,735	468

【変更後】

小児科 定点	保健所管内人口	定点数	対象地域数
	～11.5万	1	157
	11.5万～18.5万	2	71
	18.5万～	$3 + (\text{人口} - 18.5\text{万}) / 7.5\text{万} \times 2$	240
	合計	1,687	468

内科 定点	保健所管内人口	定点数	対象地域数
	～15万	1	195
	15万～25万	2	94
	25万～	$3 + (\text{人口} - 25\text{万}) / 10\text{万} \times 2$	179
	合計	1,289	468

※1 定点数に小数が含まれる場合、小数点以下切り捨てとする。現行については、地域によっては切り上げとして運用している地域もある。

※2 定点数に小数が含まれる場合、小数点以下切り捨てとする。